平成２２年（フ）第１５４号
香川県高松市香川町浅野3142番地33
債務者　矢野　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１５５号
香川県高松市西春日町1407番地県住７―303
債務者　岩附　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７２８号
福岡市城南区友泉亭３番17号
債務者　大石　香織
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０９号
福岡市東区八田３丁目20番19―102号
債務者　原口　　護
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９７３号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木585番地１プレミール須恵401号
債務者　月川　澄雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９７４号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木585番地１プレミール須恵401号
債務者　月川美由紀
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３４号
福岡市西区下山門団地46番105号
債務者　山下和歌子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１１６号
福岡市東区水谷２丁目18番７号
債務者　平原　和幸
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１３３号
福岡県糟屋郡宇美町大字井野21番地６セントラルハイツ宇美403号
債務者　師岡　新剛
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１７５号
福岡県春日市上白水３丁目89番地ビラージュ勝野305号
債務者　志牟田糸絵
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４６号
福岡市南区清水１丁目８番41―102号
債務者　内田　衣子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４５号
大分市大字森町３番地の５　パレスト森町802
債務者　土師　昌枝
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６号
宮崎県延岡市平原町１丁目244番地16
債務者　濱　　順子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４４号
鹿児島県薩摩川内市宮内町1748番地３
債務者　上尾崎　雄
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
鹿児島県出水郡長島町川床1088番地２、前住所鹿児島県出水郡長島町蔵之元3698番地１
債務者　清水　公代（旧姓小川田）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原1348番地、前住所鹿児島県薩摩川内市隈之城町1485番地１
債務者　平田　伸一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
鹿児島県出水市高尾野町大久保3848番地１
債務者　藤木　康孝
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
鹿児島県薩摩川内市高城町2709番地１
債務者　堀之内鈴子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係